

【中間報告】

都市施設の区域及び面積の変更について

1 都市計画の名称

糸魚川都市計画

2 都市施設の種類

(1) ごみ焼却場

(施設の名称：糸魚川市清掃センターごみ処理施設)

(2) 汚物処理場

(施設の名称：糸魚川市清掃センターし尿処理施設)

3 都市施設の位置

別紙1のとおり

4 変更理由

現在の清掃センターの敷地は、概ね西側半分が「ごみ焼却場」、東側半分が「汚物処理場」の区域として都市計画決定されている。

新しいごみ処理施設は、現在のごみ処理施設の南側の空き地（建て替え用地）に建設予定であるが、施設の機能、動線、更新計画等を総合的に検討した結果、一部汚物処理場の区域にまたがる配置計画として、現在、基本設計が進められている。

このことから、ごみ焼却場にあつては一部区域を追加し、かつ、面積を増加し、汚物処理場にあつては一部区域を廃止し、かつ、面積を減じる、都市計画の変更が必要となるものである。

5 都市計画決定及び変更の概要

別紙2、別紙3のとおり

6 工 程

- ・ H27. 08 生活環境影響調査契約（～H29. 03 まで）
- ・ H27. 11. 26 糸魚川市都市計画審議会（中間報告）
- ・ H27. 12～H28. 10 素案作成、住民説明会、原案作成
- ・ H28. 11～ 生活環境影響調査住民意見取りまとめ
- ・ H28. 11～ 都市計画の広域調整（県要領による）
- ・ H29. 02 頃 変更案の公告・縦覧【都市計画法第17条】
- ・ H29. 03 頃 糸魚川市都市計画審議会（決定）【都計法第19条】
- ・ H29. 04 頃 変更決定の告示・縦覧【都計法第20条】
- ・ H29. 06 市議会にて設計・施工契約締結議案議決、着手

都市施設の位置



参考：周辺の用途地域図



都市計画決定及び変更の概要（新旧対照表）

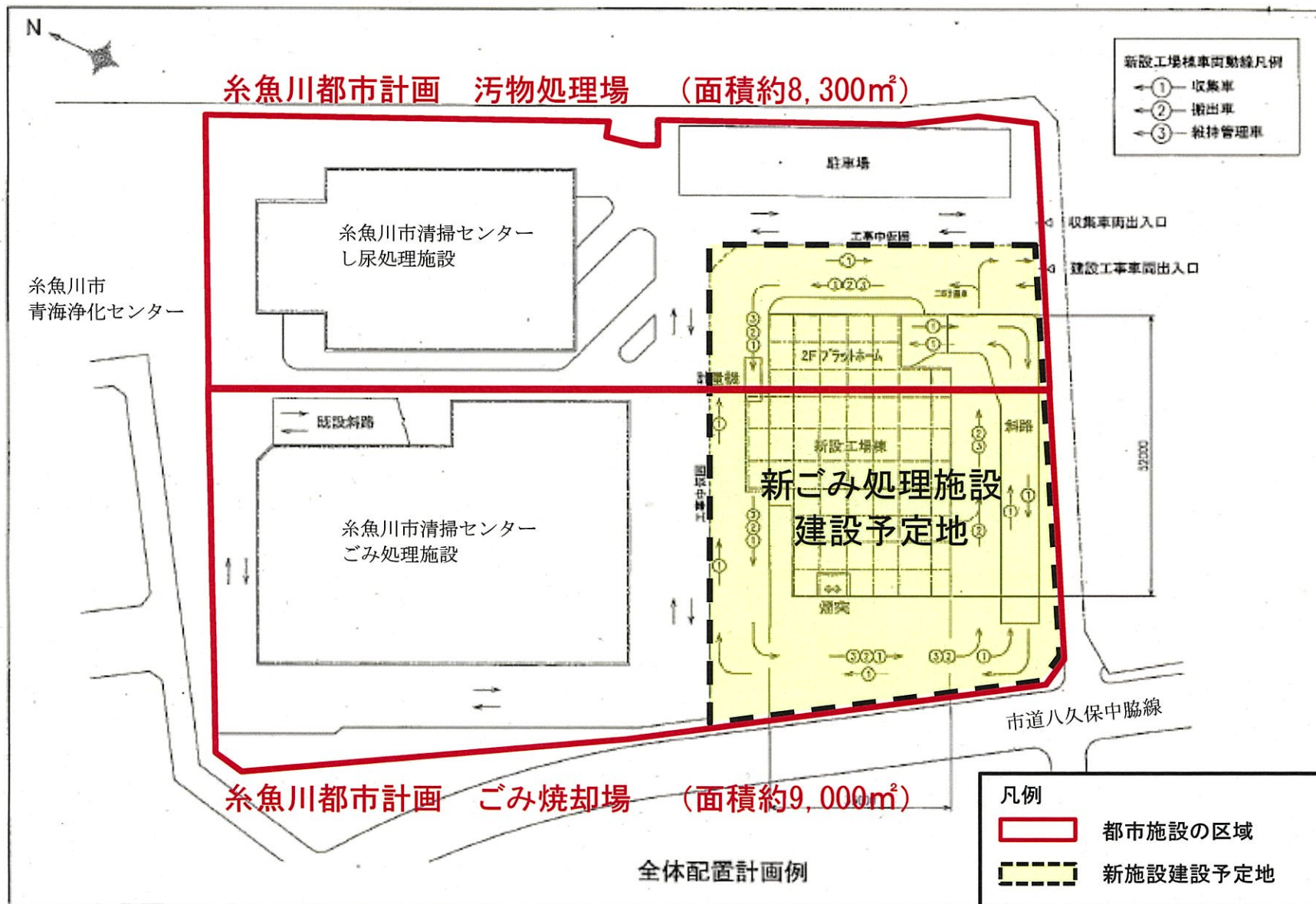
(1) ごみ焼却場

	新	旧
都市計画名	糸魚川都市計画	糸魚川都市計画
名 称	1号 糸魚川市清掃センター ごみ処理施設	1号 糸魚川市清掃センター ごみ処理施設
位 置	糸魚川市大字須沢 2051-2	糸魚川市大字須沢 2051-2
区 域	別紙3のとおり	別紙3のとおり
面 積	<u>未 定</u> (増)	<u>約 9,000 m²</u>
備 考	<u>処理能力 未定</u>	<u>処理能力 100 t / 日</u>

(2) 汚物処理場

	新	旧
都市計画名	糸魚川都市計画	糸魚川都市計画
名 称	1号 糸魚川市清掃センター し尿処理施設	1号 糸魚川市清掃センター し尿処理施設
位 置	糸魚川市大字須沢 2051-2	糸魚川市大字須沢 2051-2
区 域	別紙3のとおり	別紙3のとおり
面 積	<u>未 定</u> (減)	<u>約 8,300 m²</u>
備 考	<u>処理能力 73k1/日</u>	<u>処理能力 73k1/日</u>

現状



変更

